

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第十一号

平成二十年五月七日(水曜日)

午後二時五分開議

出席委員

委員長 東 順治君

理事 梶山 弘志君 理事 鈴木 俊一君

理事 谷本 龍哉君 理事 やまきわ大志郎君

理事 吉川 貴盛君 理事 大島 敦君

理事 古川 元久君 理事 赤羽 一嘉君

理事 伊藤 忠彦君 理事 江崎洋一郎君

理事 大村 秀章君 理事 片山さつき君

理事 川条 志嘉君 理事 清水清一郎君

理事 篠田 陽介君 理事 柴山 昌彦君

理事 平 将明君 理事 谷畑 孝君

理事 土井 真樹君 理事 西本 勝子君

理事 橋本 岳君 理事 藤井 勇治君

理事 牧原 秀樹君 理事 武藤 容治君

理事 安井潤一郎君 理事 吉田六左門君

理事 吉野 正芳君 理事 太田 和美君

理事 北神 主朗君 理事 後藤 齋君

理事 近藤 洋介君 理事 下条 みつ君

理事 田村 謙治君 理事 牧 義夫君

理事 三谷 光男君 理事 高木美智代君

理事 吉井 英勝君

經濟産業大臣 甘利 明君

經濟産業副大臣 中野 正志君

經濟産業委員會専門員 大竹 顕一君

委員の異動

五月七日

辞任

佐藤ゆかり君

丹羽 秀樹君

同日

補任

補欠選任

篠田 陽介君

西本 勝子君

補欠選任

補任

篠田 陽介君 佐藤ゆかり君
西本 勝子君 丹羽 秀樹君

四月二十八日

信用保証協会法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

中小企業信用保証法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

本日の會議に付した案件

信用保証協会法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

中小企業信用保証法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

○東委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、信用保証協会法の一部を改正する法律案、中小企業信用保証法の一部を改正する法律案及び中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。甘利經濟産業大臣。

信用保証協会法の一部を改正する法律案

中小企業信用保証法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○甘利國務大臣 初めに、中小企業信用保証法の

一部を改正する法律案及び中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、手形の利用が大幅に減少しており、手形による資金の融通の機会が減少していることから、中小企業は借り入れによる資金調達に頼らざるを得ず、資金繰り負担も増加をしております。

ここで、手形の割引と同様に売掛金債権を早期現金化することができれば、中小企業の資金調達が一層円滑化されることですが、早期現金化の手段は限定されているのが現状であります。

このため、早期現金化の機会を拡充するための政策的支援措置を講ずる必要があることから、両法律案を提出した次第であります。

まず、中小企業信用保証法の一部を改正する法律案の要旨を御説明申し上げます。

本法律案は、信用保証制度の仕組みによって売掛金債権の早期現金化を促進するため、このような保証制度を支える新たな信用保証制度を創設するものであります。

具体的には、信用保証協会が、商品やサービスを購入する納入先企業の支払い能力を保証し、金融機関が売掛金債権を買い取ること等により、早期現金化を可能とするものであります。

次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の要旨を御説明申し上げます。

本法律案は、多数の中小企業が保有するさまざまな売掛金債権を集約することにより、売掛金債権の有する多様なリスクを分散化し、早期現金化を可能とする売掛金債権流動化の仕組みを支援、促進するため、中小企業金融公庫に保証や貸し付け等の業務追加を行うものであります。

続きまして、信用保証協会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現在、中小企業の倒産件数が増加傾向にあるなど、中小企業をめぐる環境は引き続き厳しいものとなっております。

このため、地域に根差す信用保証協会についても、再生支援に向けた積極的な取り組み、創業や新分野に挑戦する中小企業に対する支援等の措置を講ずる必要があります。

同時に、信用保証協会の業務の一層の適切化、効率化を図る必要性が増大しており、また、保証制度の不正利用等が発生していることから、適切な対策を講ずることが求められております。

このような課題に対応するため、信用保証協会に新たな役割を担わせるとともに、信用保証協会の情報の一元的管理のための仕組みを設ける必要があることから、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、地域の中小企業の再生支援を強化するため、中小企業の事業再生を円滑化することを目的として信用保証協会が債権の譲り受けを行うこと、及び地域における再生ファンドの組成を促すことを目的として信用保証協会が再生ファンドへの出資を行うことを可能とすることとしております。

第二に、創業や新分野への挑戦に取り組む中小企業を支援するため、信用保証協会が中小企業の発行する新株予約権を取得し、かわりに保証料の軽減等の支援を行うことを可能とすることとしております。

第三に、信用保証協会の業務の一層の適切化、効率化を図るとともに、信用保証制度の不正利用等を防止するため、保証に係る情報の一元的管理を行うための法的枠組みを導入することとしております。

以上が、三法律案の提案理由及びその要旨であります。

以上が、三法律案の提案理由及びその要旨であります。

以上が、三法律案の提案理由及びその要旨であります。

以上が、三法律案の提案理由及びその要旨であります。

以上が、三法律案の提案理由及びその要旨であります。

以上が、三法律案の提案理由及びその要旨であります。

以上が、三法律案の提案理由及びその要旨であります。

以上が、三法律案の提案理由及びその要旨であります。

以上が、三法律案の提案理由及びその要旨であります。

以上が、三法律案の提案理由及びその要旨であります。

以上が、三法律案の提案理由及びその要旨であります。

以上が、三法律案の提案理由及びその要旨であります。

以上が、三法律案の提案理由及びその要旨であります。

以上が、三法律案の提案理由及びその要旨であります。

ります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○東委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る九日金曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十一分散會

信用保証協会法の一部を改正する法律案

信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 信用保証協会
 - 第一節 通則(第二条―第五条)
 - 第二節 設立(第六条―第十条)
 - 第三節 管理(第十一条―第十九条)
 - 第四節 業務(第二十条―第二十二條)
 - 第五節 解散及び清算(第二十三条―第三十二条)
- 第三章 監督(第三十三条―第三十六条)
- 第四章 保証業務支援機関(第三十七条―第四十六条)
- 第五章 罰則(第四十七条―第五十三条)
- 附則
- 第二章 設立」を削る。
- 第一条の次に次の章名及び節名を付する。
- 第二章 信用保証協会
 - 第一節 通則
- 第六条の前に次の節名を付する。
- 第二節 設立
- 「第三章 管理」を削る。
- 第十一条の前に次の節名を付する。

第三節 管理

「第四章 業務」を削る。
第二十条の前に次の節名を付する。

第四節 業務

第二十条第一項第一号中「貸付、手形の割引又は給付」を「貸付又は手形の割引」に改め、同項第四号中「中小企業者等」を「中小企業者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うことができる。

一 前項各号の債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小企業者が発行する新株予約権の引受け

二 前項各号の債務の保証に基づき債権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る次に掲げる業務

イ 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第二十一条第一号から第三号までに掲げる債権(以下この号において「特定金銭債権」という)、特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権及び協会その他政令で定める者が特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権並びにこれらの債権に類し又は密接に関連するものとして政令で定めるものの譲受け

ロ イの規定により譲り受けた債権の管理(当該債権の管理のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)

ハ イ及びロに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査並びに当該中小企業者に対する助言

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合が行う中小企業者に対する投資事業(過大な債務を負っている中小企業者の事業の再生を図るものに限る。)に必要な資金の出資

第二十条に次の二項を加える。

3 協会は、前項第二号イの規定により譲り受けた債権の回収に係る業務については、弁護士(弁護士法人を含む。)を代理人とし、又は債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。)に委託するものとする。

4 この条において「中小企業者」とは、協会の主たる事務所の所在地の属する都道府県の区域を越えない区域(以下この項において「協会の区域」という。)内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者で、定款で定めるものをいい、「中小企業者等」とは、中小企業者、協会の区域内に住所若しくは居所を有する者又は協会の区域内において勤労に従事する者で、定款で定めるものをいう。

「第五章 解散及び清算」を削る。
第二十三条の前に次の節名を付する。

第五節 解散及び清算

「第六章 監督」を削る。
第三十三条の前に次の節名を付する。

第六節 監督

第四十二条を第五十八条とする。
第四十一条第一号中「この法律」を「第二章」に改め、同条第五号中「第二十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条を第五十七条とする。

第四十条第一項中「従業者」の下に「又は支援機関の役員若しくは職員」を加え、同項第二号中「第三十五条第一項」の下に「又は第四十三条第一項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第四十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第四十条第二項中「従業者」の下に「又は支援機関の役員若しくは職員」を、「業務」の下に「又は支援業務」を、「その協会」の下に「又は支援機関」を加え、第八章中同条を第五十六条とし、同条の前に次の二条を加える。

第五十四条 第四十条の規定に違反して、支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 第四十六条第一項の規定による支援業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした支援機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七章中第三十九条の五を第五十三条とする。
第三十九条の四第一項中「この法律」の規定に基づく命令を含む。に改め、同条を第五十二条とする。

第三十九条の三中「この法律」を「第二章」に、「第二十条第二項」を「第二十条第四項」に改め、同条を第五十一条とし、第三十九条の二を第五十条とし、第三十八条第一項ただし書中「第三十五条」の下に「及び第四十三条」を加え、同条を第四十八条とし、第三十七条を第四十七条とする。

第七章を第四章とする。
第三十六条の次に次の一章を加える。

第三章 保証業務支援機関(指定)

第三十七条 主務大臣は、協会の業務の健全な発達を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、第三十九条に規定する業務(以下「支援業務」という。)に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、保証業務支援機関(以下「支援機関」という。)として指定することができる。

一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が支援業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の支援業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

2 主務大臣は、前項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

一 第四十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

二 その役員のうち、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があること。

(指定の公示等)

第三十八条 主務大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた支援機関の名称及び住所、事務所の所在地並びに支援業務の開始の日を公示しなければならない。

2 支援機関は、その名称若しくは住所又は事務所所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第三十九条 支援機関は、次に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うものとする。

一 協会の債務保証業務(第二十条第一項の業務をいう。以下この条において同じ。)に関する情報を収集し、分類し、整理し、及び保管すること。

二 協会又は銀行その他の金融機関に対して前号の情報の提供を行うこと。

三 協会の債務保証業務に関する調査研究を行うこと。

四 協会の債務保証業務に関し、協会の求めに応じて助言を行うことその他必要な支援を行うこと。

(秘密保持義務)

た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第四十一条 支援機関は、支援業務を行うときは、その開始前に、支援業務の実施に関する主務省令で定める事項について業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合しているとき、同項の認可をしなければならない。

一 支援業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないこと。

三 協会、金融機関及び中小企業者等の利益を不当に害するおそれがあるものではないこと。

3 主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施をする上で不適当となつたと認めるときは、支援機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第四十二条 支援機関は、毎事業年度、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第三十七条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、主務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援機関は、毎事業年度、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第四十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、支援機関に対し報告をさせ、又はその職員に支援機関の事務所に入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第四十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、支援機関に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第四十五条 支援機関は、支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

3 支援機関が支援業務の全部を廃止したときは、第三十七条第一項の規定による指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第四十六条 主務大臣は、支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十七条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて支援業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 この章の規定に違反したとき。

三 第四十一条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで支援業務を行つたとき。

四 第四十一条第三項又は第四十四条の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

くは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年九月一日から施行する。

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日から一般社団法人及び公益財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の信用保証協会法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」とあるのは、「目的として民法第三十四条の規定により設立された法人」とする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行前に改正前の信用保証協会法第二十条第一項第一号の規定により行われた中小企業者等が銀行その他の金融機関から給付を受けることにより金融機関に対して負担する債務の保証については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)の項中「第三十九条の四第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三百七十条のうち、信用保証協会法第十九条を削り、第三章第十八条を第十九条とし、第十七条の次に一条を加える改正規定中「第三章」を「第二章第三節」に改め、同法第五章中第三十二条の次に四条を加える改正規定中「第五章」を「第二章第五節」に改め、同法第四十一条第九号から第十四号までの改正規定中「第四十一条第九号」を「第五十七条第九号」に改める。

第三百九十一条の次に次の一条を加える。
(特定家庭用機器再商品化法の一部改正)
第三百九十一条の二 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

理由

信用保証協会の債務の保証及び回収の一層の円滑化及び効率化並びに中小企業者等に対する金融の円滑化を図るため、信用保証協会の業務に、債務の保証に基づき債権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に対する債権の譲受け等を加えるとともに、信用保証協会の債務保証業務に関する情報の提供等を行う保証業務支援機関の制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三条の十第一項」の下に「及び第三条の十一第一項」を加える。

第三条の三第一項中「又は第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険」に改め、同条第三項中「又は第三条の十第一項に規定する債務」を「第三条の十第一項又は第三条の十一第一項に規定する特定社債保険を、第三条の十第一項に規定する特定支払契約又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険」に改める。

第三条の十第二項中「又は特定社債保険」を「特定社債保険又は次条第一項に規定する特定支払契約保険」に改める。

第三条の十の次に次の一条を加える。
(特定支払契約保険)
第三条の十一 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の特定支払契約(中小企業者に対する売掛金債権を有する事業者に対して金融機関その他の政令で定める者(以下この項において「金融機関等」という。)が当該売掛金債権の譲受けその他の経済産業省令で定める行為に基づき金銭を支払うことを約し、かつ、当該中小企業者が当該金融機関等に対して当該売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権の額を支払うことを約する契約をいう。)に基づき金融機関等に対して支払うべき債務のうち当該金融機関等が事業者に対して金銭を支払った場合において当該中小企業者が支払うもの(以下「特定支払債務」という。)の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が十億円を超えることができない保険(以下「特定支払契約保険」という。)について、特定支払債務の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用

保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、特定支払債務の額のうち保証をした額を保険価額とし、中小企業者に代わつてする特定支払債務の弁済を保険事故とする。

3 第三条第二項及び第五項並びに前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五条中「又は特定社債保険」を、「特定社債保険又は特定支払契約保険」に、「又は社債に係る債務(利息に係るものを除く。以下同じ。)」を、「社債に係る債務(利息に係るものを除く。以下同じ。)」又は「特定支払債務」に改める。

第七条、第九条及び第十条中「又は特定社債保険」を、「特定社債保険又は特定支払契約保険」に改める。

第十一条中「若しくは特定社債保険」を、「特定社債保険若しくは特定支払契約保険」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、中小企業をめぐる金融の状況等を勘案しつつ、この法律による改正後の中小企業信用保険法第三条の十一の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(産業活力再生特別措置法の一部改正)
第三条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項の表第五号の項中「又は社債に係る債務(利息に係るものを除く。以下同じ。)」を、「社債に係る債務(利息に係るものを除く。以下同じ。)」又は「特定支払債務」に改める。

理由

最近における中小企業をめぐる金融環境の変化

に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、特定支払契約保険の創設を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第七号中「信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関」を、「信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)」に改め、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号の次に次の三号を加える。

八 特定金融機関等が特定目的会社等及び信託会社等に対して行う貸付け(中小企業者の取引の相手方である事業者に対する売掛金債権その他の中小企業者の事業により当該中小企業者が取得する金銭債権として主務省令で定めるもの(以下「売掛金債権等」という。))又はこれらの信託の受益権について特定目的会社等が中小企業者からの譲受けを行う場合における当該特定目的会社等に対する当該譲受けのために必要な資金及び売掛金債権等について信託会社等が中小企業者からの信託の引受けを行う場合における当該信託会社等に対する当該信託の引受けのために必要な資金の貸付けに限る。)に係る債務の保証債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。

九 売掛金債権等又はこれらの信託の受益権について特定目的会社等が中小企業者からの譲受けを行う場合における当該特定目的会社等に対する当該譲受けのために必要な資金及び

売掛金債権等について信託会社等が中小企業者からの信託の引受けを行う場合における当該信託会社等に対する当該信託の引受けのために必要な資金の貸付け

十 特定目的会社等のうち売掛金債権等又はこれらの信託の受益権について中小企業者からの譲受けを行うことを目的とするもの(以下この号において「売掛金債権等譲受会社」という。)の優先株式(その発行の時に譲渡権を行使することができる事項のない株式であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。)及び優先出資(資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資をいう。)の取得並びに中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第二条第二号に規定する有限責任中間法人に対する基金の拠出(売掛金債権等譲受会社に対する出資を行うために設立される有限責任中間法人に対するものであつて、当該出資をするために必要な資金に充てるために行われるものに限る。)

第十九条第五項中「及び第五号」を、「第五号及び第八号」に改める。

第二十三条の二第三号及び第二十三条の三第一

項中「及び第五号」を、「第五号及び第八号から第十号まで」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 株式会社日本政策金融公庫法の一部改正(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。)

第三十一条第二項第四号ハ中「及び第六号」を「第六号及び第八号の二」に改める。

第四十一条第三号中「第九号」を「第八号の二から第九号まで」に、「若しくは第六号」を「第六号、第八号の二若しくは第八号の三」に改め、同条第四号中「及び第七号から第九号まで」を「第七号、第八号及び第九号」に改める。

第六十四条第一項第五号中「から第八号まで」を「から第八号の三まで」に改める。

別表第二第八号の次に次の二号を加える。

八の二 主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人が特定目的会社等及び信託会社等に対して行う貸付け(特定売掛金債権等又はこれらの信託の受益権について特定目的会社等が中小企業者からの譲受けを行う場合における当該特定目的会社等に対する当該譲受けのために必要な資金及び特定売掛金債権等について信託会社等が中小企業者からの信託の引受けを行う場合における当該信託会社等に対する当該信託の引受けのために必要な資金の貸付けに限る。)に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む)を行うこと。

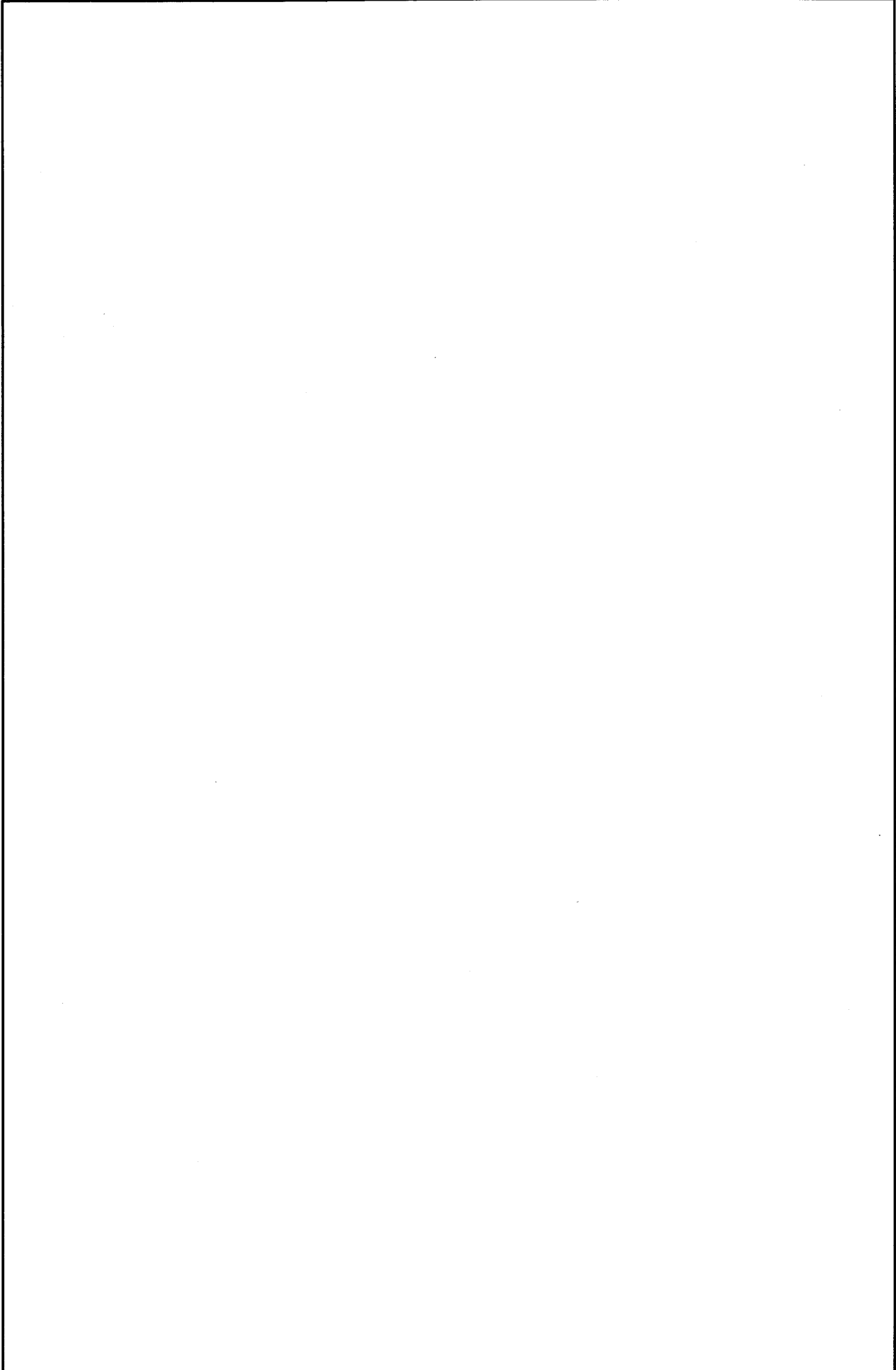
八の三 特定売掛金債権等又はこれらの信託の受益権について特定目的会社等が中小企業者からの譲受けを行う場合における当該特定目的会社等に対する当該譲受けのために必要な資金及び特定売掛金債権等について信託会社等が中小企業者からの信託の引受けを行う場合における当該信託会社等に対する当該信託の引受けのために必要な資金の貸付けを行うこと。

別表第二の注に次のように加える。

(13) 「特定売掛金債権等」とは、中小企業者の取引の相手方である事業者に対する売掛金債権その他の中小企業者の事業により当該中小企業者が取得する金銭債権として主務省令で定めるものをいう。

理由

中小企業者が保有する売掛金債権の証券化等を支援することにより中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、中小企業金融公庫の業務に、売掛金債権等の譲受けを行う特定目的会社等への貸付け等を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



平成二十年五月十三日印刷

平成二十年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F